

iDeCoは正式には個人型確定拠出年金といい、『確定拠出年金法』で規定され、『企業型確定拠出年金』と『個人型確定拠出年金』に区分されます。年金ですので公的年金と密接な関係があります。

公的年金制度は、①20歳以上の全ての人が共通して加入する基礎年金部分(1階部分)と②会社員や公務員などが加入する厚生年金部分(2階部分)による、いわゆる『2階建て』と呼ばれる構造になっています。また、3階部分もあり、『企業年金』と『私的年金』に分類されます。

『企業年金』とは企業独自で設定する年金制度です。その中の一つに『企業型確定拠出年金』があります。企業型確定拠出年金は別の言い方で『Defined Contribution Plan(以下「DC」とする)』と呼ばれます。DCは会社が従業員のために拠出金を負担しますが、運用の責任はあくまで従業員本人です。

『私的年金』は、生命保険会社、

損害保険会社、共済団体などが取り扱っており、公的年金の補完を目的として個人が任意で利用するものです。その代表選手として『個人型確定拠出年金(iDeCo)』があります。

DCとiDeCoに共通するのは、運用の方法がドルコスト平均法によることです。また、投資対象の主体はつみたてNISAと同じく、投資信託です。毎月定時・定額で買い付けを行い、その運用益は非課税となります。つみたてNISAの公的版といったところでしょうか。それではiDeCoについて、つみたてNISAとの違いに焦点を当てて特性を述べてみます。比較の要因は「手数料」「運用可能期間」「投資(拠出)限度額」「税額コスト」です。

まずは手数料です。つみたてNISAにかかる手数料は信託報酬(投資信託を管理・運用するための経費)として、投資信託を保有している間、投資家が支払い続けるコスト)のみで、その他の手数料は一切かかりません。しかもその額は投資額の1%未満となっています。これは広く投資に参加してもらいたいという金融庁の配慮の結果です。もともと1%でも結構なコストですが、実際、信託報酬額が1%となっているのはア

クティブ運用の一部の投資信託ぐらいなもので、その他のほとんどのインデックスタイプの投資信託ではせいぜい0.2%~0.4%程度で、ほぼ無料といえるでしょう。

これに対しiDeCoはかなりの手数料がかかります。しかも定額です。順に説明いたしますと、加入・移換時手数料(初回1回のみ)が2829円、毎月発生する管理手数料が171円。ただし、この管理手数料は運用会社による上乘せがあり、高いところではトータルで約600円になります。その他、還付手数料(その都度)1048円といった具合です。また前述した信託報酬額は2%くらいが一般的です。このコストの差はトータルリターンの観点から非常に大きな差になります。

また最終的な運用益(キャピタルゲイン)にも差が出ます。仮に同じ投資信託で、つみたてNISAとiDeCoで同時に投資した場合、iDeCoは毎月約600円の管理手数料がかかるかと仮定します。この場合、ドルコスト平均法の最大の利点である複利効果が削がれ、パフォーマンスに大きな差が生じます。

次に運用可能期間です。つみたてNISAの対象者は18歳以上の成人

ですが、iDeCoは公的年金の被保険者です。そのため、iDeCoに拠出できる期間は被保険者の期間に連動します。例えば、①個人事業主のような第一号国民年金被保険者は20歳から60歳までの期間です。②会社員や公務員のような第二号国民年金被保険者は雇用されてから最大70歳までの期間です。③専業主婦(夫)のような第三号国民年金被保険者の場合は20歳から60歳までの期間ですが、つみたてNISAは18歳以上であれば特段の制限はなく、いつまでも拠出することができます。

投資(拠出)限度額については、iDeCoは、第一号国民年金被保険者は年間81・6万円。第二号国民年金被保険者は年間27・6万円(企業年金がない場合)です。その中で公務員の場合は現在、年間14・4万円ですが、2024年12月から年間24万円にアップします。第三号国民年金被保険者については27・6万円です。一方、NISAは2024年から年間120万円、一般投資額を含めれば360万円となることは前回お伝えした通りです。

ここまではつみたてNISAに軍配が上がりそうですね。次回は「税額コスト」についてお話をいたします。